

<自己資本の構成に関する開示事項>

2019年11月8日
株式会社 北國銀行
(単位:百万円、%)

バーゼルⅢ 国際統一基準 単体 【2019年9月末】

CC1: 自己資本の構成 (銀行単体)					
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ	
		2019年9月末	2019年6月末	別紙様式 第十三号 (CC2) の 参照項目	
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	202,764	202,244		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	37,963	37,963	1-a、1-b	
2	うち、利益剰余金の額	166,682	165,201	1-c	
1c	うち、自己株式の額 (△)	862	920	1-d	
26	うち、社外流出予定額 (△)	1,018	-		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	57,332	51,938		
6	普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額 (イ)	260,097	254,182		
普通株式等Tier 1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	10,784	10,646	2	
8	うち、のれんに係るものの額	51	52		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	10,732	10,594		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	3-a	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 5	△ 2	4	
12	適格引当金不足額	-	-		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
15	前払年金費用の額	-	-		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
24	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
25	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
27	その他Tier 1資本不足額	-	-		
28	普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,778	10,644		
普通株式等Tier 1資本					
29	普通株式等Tier 1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	249,318	243,537		
その他Tier 1資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他Tier 1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier 1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier 1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier 1資本調達手段の額	-	-	
33+35	適格旧Tier 1資本調達手段の額のうちその他Tier 1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
36	その他Tier 1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-		
その他Tier 1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier 1資本調達手段の額	-	-		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-	-		
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-	-		

CC1：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年9月末	2019年6月末	別紙様式 第十三号 (CC2)の 参照項目
40	その他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額	-	-	-
42	Tier 2資本不足額	-	-	-
43	その他Tier 1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	-
その他Tier 1資本				
44	その他Tier 1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	-	-	-
Tier 1資本				
45	Tier 1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	249,318	243,537	
Tier 2資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier 2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	-
	Tier 2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	-
	Tier 2資本調達手段に係る負債の額	-	-	-
47+49	特別目的会社等の発行するTier 2資本調達手段の額	-	-	-
	適格旧Tier 2資本調達手段の額のうちTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
50	一般貸倒引当金Tier 2算入額及び適格引当金Tier 2算入額の合計額	12,315	11,596	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier 2算入額	12,315	11,596	
50b	うち、適格引当金Tier 2算入額	-	-	
51	Tier 2資本に係る基礎項目の額 (チ)	12,315	11,596	
Tier 2資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier 2資本調達手段の額	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	-
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	-	-	-
55	その他金融機関等のTier 2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	-
57	Tier 2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	-
Tier 2資本				
58	Tier 2資本の額 (チ) - (リ) (ヌ)	12,315	11,596	
総自己資本				
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ) (ル)	261,633	255,134	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	2,234,078	2,197,295	
自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	普通株式等Tier 1比率 (ハ) / (ヲ)	11.15%	11.08%	
62	Tier 1比率 (ト) / (ヲ)	11.15%	11.08%	
63	総自己資本比率 (ル) / (ヲ)	11.71%	11.61%	
64	最低単体資本バッファ比率	-	-	
65	うち、資本保全バッファ比率	-	-	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	-	-	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	-	-	
68	単体資本バッファ比率	-	-	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	14,038	12,884	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-	-	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	

CC1：自己資本の構成（銀行単体）				
国際様式の 該当番号	項 目	イ	ロ	ハ
		2019年9月末	2019年6月末	別紙様式 第十三号 (CC2) の 参照項目
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	12,315	11,596	
77	一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	26,891	26,425	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
79	適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	-	-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
84	適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第1号に基づく開示事項です。

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。